

未来を担う人材を育成するために

～ 貸与奨学生の募集が始まりました ～

千葉教弘では、未来を担う人材を育成するため、奨学金の貸与、および給付を行っています。

その歴史は、1955年に高校生へ貸与したことから始まり、1972年には大学生なども対象になりました。



その後、貸与限度額の引き上げや貸与対象者の拡大を経て、2006年には給付奨学事業、2011年には東日本大震災で被害の大きかった地域の児童・生徒に対し義援給付奨学生事業も実施され(2014年で終了)、現在の奨学事業へと至ります。毎年多くのご応募をいただいている「貸与奨学生」を2018年度も募集いたします。

◆ 2018年度 貸与奨学生募集要項 ◆

【奨学生の資格】

国公立大学院、大学、短期大学、高等専門学校(第4学年以上)および専修学校専門課程に(平成30年4月1日現在)在学し、学資金の支払が特に困難な学生

【貸与金額】

最高100万円(修業期間1年につき25万円以内とし、在学中の貸与は正規の残存修業期間で決定します。)

例) 4年制大学で2学年在学の場合
75万円=25万円×3年間

【貸与方法】

奨学生名義の口座へ全額一括振込

【返還方法】

修業期間終了(卒業)した年の12月を第1回目として、毎年12月に均等年賦で5年以内(ただし100万円貸与は7年以内)に返還

【申込・問合せ先】

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 千葉支部
〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-13-10
教育会館新館7F

奨学事業担当 ☎ 0120-10-8851

【応募の流れ】

STEP 1



千葉教弘ホームページから様式をダウンロードして印刷します。
<http://www.chibakyoko.jp>
トップページ内「奨学金」をクリック

または



お電話にて様式を請求します。
☎0120-10-8851 奨学事業担当宛

STEP 2

必要書類(収入に関する証明・在学証明書等)を準備します。



STEP 3

締切までに提出書類を全て千葉教弘へ郵送する。(※1)



STEP 4

不備がなければ応募完了です。(※2)



募集締切 2018年4月27日(金) 必着

(※1)捺印書類が含まれますので、郵送または持参でご応募ください。電子データ、カラーコピーは受付不可。

(※2)書類に不備がある場合は、返送し訂正していただきますので、余裕をもってご応募ください。

◆ 2017年度 奨学事業報告 ◆

◆ 貸与奨学金

対 象：国公立大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の学生

貸与金：一人につき最高100万円

実績：26名 2,400万円

◆ 給付奨学金

対 象：県内の公立高等学校等に在学中の学生

給付金：一人につき最高5万円

実績：222名 1,110万円

◆ 奨学事業 これまでの経緯 ◆

1955年	奨学規定制定	貸与限度額年額1万円 (高校生年額8千円)
1972年	貸与対象：大学・短大 貸与限度額の引き上げ	年額2.5万円
1973年	貸与限度額の引き上げ	年額5万円
1980年	貸与対象：大学・短大・高専 専修学校専門課程	年額7.5万円
1983年	貸与限度額の引き上げ	年額12.5万円
1986年	貸与対象：二部在学学生を追加	
1989年	貸与限度額の引き上げ	年額15万円
1995年	貸与限度額の引き上げ	年額20万円
1996年	滞納者への延滞金制度導入	
2004年	貸与限度額の引き上げ	年額25万円
2006年	給付奨学金事業の開始	



奨学生から お便りが届きました！



私は、日本教育公務員弘済会の奨学金を貸与していただいたことで、金銭面において苦勞することなく勉學に励むことが出来ました。その結果、目指していた医師国家試験に無事合格することが出来、4月から医師としての新たな一歩を歩む道につながったと思います。

学生の、特に6年生の時は国家試験に向け多くの教科書、参考書を購入し勉強するにあたり自身のお金のみでは工面できなかったところを、本奨学金で賄うことができたため、私にとって目標の達成のために大いに活用することができたと考えております。(大学生)

このたびは、給付奨学生採用決定者として採用していただきまして、誠にありがとうございました。

私は母子家庭で、母が病気で働けず、生活保護になってしまいました。そのような状況の中、進学をすることとなり、学費をアルバイト代で補おうとしても不安で心許ありませんでした。ですから、今回の奨学金はとてもありがたく思っています。

今後は奨学金を受けた者として恥ずかしくないよう、より一層精進し、自分の将来の為に大切に使用させていただきます。貴会の皆様には、心から感謝しております。(高校生)



上

記のお便りは、ほんの一部です。他にも、奨学生からお便りをいただいており、別の機会でご紹介いたします。

千葉教弘の奨学事業を始めとする各種の公益事業は教職員だけが加入できる教弘保険の契約者配当金の一部から運営されており、教育振興のために「学校研究助成金」や「教育実践研究論文」の助成交付、「きょうこうコンサート」の実施などに役立っています。

教弘保険は、提携しているジブラルタ生命保険株式会社がお加入のご案内をしております。各学校には担当のLC(ライフプラン・コンサルタント)が伺っておりますのでお気軽にお尋ねください。

奨学金の貸与・給付
学校研究助成金の交付
教育実践研究論文
きょうこうコンサート



全国でおおよそ100万人
いる教職員のうち
約60万人が教弘保険に
加入しています